

租税に関する訴訟の補佐人制度

筑波大学大学院

《講座について》

(1) 民事訴訟法（講師：大淵 真喜子 教授）

[春学期：土曜日・4～5限 13：45～16：25]

民事訴訟法の基礎倫理・手続内容について概説するとともに、基本的な重要問題についても解説する。

(2) 租税争訟法（講師：大野 雅人 教授）

[春学期：土曜日・6限 16：35～17：50]

租税不服申立て及び租税訴訟の重要論点（税理士補佐人制度、争点主義と総額主義、訴訟物、主張・立証責任、文書提出命令等）について講義するとともに、東京地裁での租税裁判の法廷傍聴及び最高裁の見学を実施する。また、後半に模擬裁判を実施する。

(3) 租税手続法（講師：大野 雅人 教授）

[秋学期：土曜・6限 16：35～17：50]

国税通則法の重要論点（納税環境の整備をめぐる諸問題、重加算税の賦課要件、平成23年税制改正後の税務調査手続と更正の請求の期間制限、平成25年税制改正後の延滞税等）について、最近の裁判例等を素材として講義する。

※ 当講座は、科目等履修生として、一般院生と一緒に受講します。

※ 他の科目も出願可能です（有料）。

2. 履修期間

履修期間は、春学期（4月～7月）及び秋学期（10月～1月）とします。

3. 授業時間

週1回土曜日の午後に行うことを原則とします（春学期10回、秋学期10回を予定）。ただし、大学院の都合で変更となることがあります。

4. 修了要件等

特設講座を修了するには、学期中に行われる試験、レポート等による試験等の結果及び出席日数（履修科目取得の最も重要な要件となります）を加味した総合評価により、合格とされます。なお、本人の申請に基づき大学院から「単位修得（成績）証明書」が発行されます。

《申込について》

1. 対象者

会員のうち、本会会長が推薦した者としします。推薦は本会の審査により決定します。

※既に筑波大学大学院で修了された会員は、再受講はできません。

2. 申込方法

受講希望者は、本会事務局にお電話ください(TEL048-643-1661 担当:業務課・梶原)。

申込書をお送りいたしますので、下記の書類に必要事項を記入し、本会にご郵送ください。

希望者多数の場合は抽選を行い、推薦候補者を決定いたします。

①「租税に関する訴訟の補佐人制度」大学院等特設講座受講申込書

②学歴・職歴に関する資料（学歴は、高等学校卒業から記載してください）

③小論文

本特設講座を受講することの（本人にとっての）意義・目的、並びに、法学専攻者向け大学院で勉強するに当たっての心構え（法学に関する知識の有無・程度を含む）について、A4判ワープロ横書きとし、1枚あたり1,400字（40字×35行）で2～3枚にまとめてください（1枚目に氏名を記載してください）。

※申込後の推薦辞退は原則として認められませんのでご了承の上、お申込みください。

なお、本会の審査に合格後、筑波大学に出願書類の提出が必要となりますので、ご承知おきください。

3. 提出期限 平成28年1月5日（火）必着

4. 定員数 2名（関東信越税理士会）

5. 通学地 筑波大学大学院 東京キャンパス文京校舎

東京都文京区大塚3-29-1（地下鉄 茗荷谷駅から徒歩3分）

6. 諸費用（平成27年度納付額）

筑波大学大学院（ビジネス科学研究科）【研修時間：60時間】

（検定料）（入学料）（授業料）

9,800円＋28,200円＋14,800円×4単位＝97,200円

※金額に一部改定があった場合は、改定後の金額を納付願います。